

令和6年(ワ)第30739号 法廷警察権行使に対する国家賠償請求事件

原告 鈴木賢ほか2名

被告 国

原告第三準備書面

令和7(2025)年11月14日

東京地方裁判所 民事第17部合議1係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士(主任) 亀石 倫子

同 水野 泰孝

同 井桁 大介

同 太田 こもも

同 加藤 雄太郎

同 谷口 太規

同 戸田 善恭

原告らは、本書面において、被告の令和7年9月3日付け準備書面(2)（以下「被告準備書面(2)」という。）に対する反論を行う。

第1 被告による事実の主張に対する認否

被告の主張のうち、土屋管理官が、原告清水の「バッジを外さなければどうなりますか。」という質問に対して、「入廷できませんが、どうしますか。」と伝えたとの主張（被告準備書面(2)3頁）、土屋管理官が、原告清水に対して、「本件パーカーを脱いでもらうか、裏返してもらう方法がありますが、どうしますか。」と伝えたとの主張（同4頁）、及び土屋管理官が、原告清水に対して、「テープ等で隠してもらう方法がありますが、どうしますか。」と伝え、原告清水が文字を隠すことに同意したとの主張（同4頁）については、いずれも否認する。後に詳述するとおり、土屋管理官が「どうしますか」などと述べていないことは甲4、甲37及び甲38から明らかである。

また、土屋管理官の言動が、「原告清水の意思を確認」する、又は「任意の対応を促」すものであったとの評価は争う。原告第一準備書面で主張したとおり、土屋管理官は、原告清水に対して、対応を原告清水の判断に委ねていない。土屋管理官の言動は、原告清水に対し、これらの対応をしなければ傍聴を認めないとする一方的なものだった。原告清水にとって、土屋管理官の命令及び処置を拒絶して、本件バッジを外さず、また本件パーカーに養生テープを貼り付けずに傍聴することは不可能であった。

第2 本件各命令・処置が命令及び命令の警告又は権力的事実行為としての処置であることを基礎付ける追加の事実関係の主張

1 総論

(1) 被告の主張

被告は、原告鈴木をめぐるやりとりとして、「福岡地裁の職員は・・・原告鈴木に対し、本件靴下のレインボー柄が見えないようにすることを要請し、原告鈴木は、当該要請に応じて、本件靴下の同柄の部分を折り込んでこれを見えないようにした」（被告準備書面(2) 8頁）と主張し、原告清水をめぐるやりとりとして、「土屋管理官は・・・原告清水に対し、本件パーカーを脱ぐか、本件文字列にテープを貼るなどして隠すこと、本件バッジを取り外すことを要請し、原告清水は、当該要請に応じ、自ら本件バッジを取り外すとともに、本件パーカーの本件文字列をテープで隠すことを了承した（同9頁）と主張し、また原告小川をめぐるやりとりとして、「國井裁判官は・・・閉廷後、原告小川を含む弁護人らに対し、次回以降の公判期日には本件バッジを着用しないように要請し、期日間における意見書（項18）の検討や電話連絡を経て、原告小川は、その後の公判期日には本件バッジを着用しなかった」（同9、10頁）と主張した上で、それらについて「任意の要請により所期の目的が達せられたことから・・・裁判所法71条2項の「命令」を発する事態には至らなかった」（同10頁）などと主張する。

(2) 本件各命令が「命令」に該当すること

しかし、既に主張するとおり、本件レインボー柄排除命令は傍聴時のレインボー柄の着用禁止という不作為義務を課すという意味において、本件バッジ排除命令（清水）及び本件バッジ排除命令（小川）は、傍聴時又は法廷内の弁護活動時の本件バッジの着用禁止という不作為義務を課すと

いう意味において、「命令」にあたる。本件各命令が任意の要請ではないことは、原告第一準備書面までで主張した事実関係及び下記 2 以下で後述する事実関係から明らかである。

(3) 本件各命令が入廷禁止命令又は退廷命令の警告という意味において「処置」にも該当すること

一方で、裁判所法 7 1 条 2 項の「処置」とは、法廷の秩序を回復するための、命令の方法によらない事実行為であるところ、秩序をみだす者に対する説諭や、再び秩序をみだす行為に及んだ場合は退廷命令等を発する旨を警告することも含まれる（甲 20・35 頁）。

本件においては、原告第一準備書面までで主張した事実関係及び下記 2 以下の事実関係に加え、被告自身も「命令の前段階」であったと自認していること（被告準備書面(2) 12、14 頁）に照らせば、本件レインボー柄排除命令、本件バッジ排除命令（清水）及び本件バッジ排除命令（小川）並びに本件パーカー文字排除処置に先行して土屋管理官が原告清水に対し本件パーカーを脱ぐよう指示したことは、裁判体又は裁判所職員の指示に従わなかった場合に入廷禁止命令又は退廷命令を発する趣旨が含まれていることは明らかであり、その意味において「退廷命令等を発する旨」の「警告」（以下「命令の警告」という。）にもあたる¹。

かかる命令の警告もまた、裁判所法 7 1 条 2 項の「処置」である以上、「法廷における裁判所の職務の執行を妨げ、又は不当な行状をする者」と

¹ 疑義を避けるために述べると、「土屋管理官が原告清水に対し本件パーカーを脱ぐよう指示したこと」も、本件レインボー柄排除命令、本件バッジ排除命令（清水）及び本件バッジ排除命令（小川）と同様、命令にあたることに加え、命令の警告にもあたるという趣旨である。以後、「本件パーカー文字排除処置」は、土屋管理官による、命令及び命令の警告にあたる本件パーカーを脱ぐ旨の指示と、権力的事実行為としての処置にあたる「HAKAMADA」の文字が見えないように養生テープを重ねて貼り付ける処置からなる一連の言動を指す。

いう裁判所法 71 条 2 項の要件を満たした場合にのみ行うことができ、当該要件を充足せずに行われた場合には違法となる。

(4) 原告ら以外の傍聴人の陳述書について

原告らは、新たに甲 37 から甲 42 までを提出する。これらは、本件各命令・処置と同内容の命令及び命令の警告又は権力的事実行為としての処置を受けた傍聴人等の陳述書である。いずれの陳述内容からも、本件各命令・処置が、任意の要請などではなかったことが明らかとなる。

2 本件レインボー柄排除命令が、裁判所法 71 条 2 項に基づく命令及び命令の警告であることを基礎付ける事実関係

(1) 原告鈴木以外の者に対する本件福岡地裁判決期日における対応

ア 小林誠氏の陳述内容（甲 41）：レインボー柄に類似する柄の T シャツ及びレインボー柄のバンドのスマートウォッチの着用が禁止されたこと

小林氏は、原告鈴木と同様、本件福岡地裁判決期日を傍聴した。小林氏が本件福岡地裁判決期日を傍聴するために第 101 号法廷に入廷しようとしたところ、同法廷の前で、傍聴人が一列に並べられ、服装や手荷物¹の検査が実施されていた。小林氏の順番になると、福岡地裁の職員が、小林氏に対して、「レインボー柄を身に付けないで。」と発言した。当該発言は、レインボー柄が見える状態では入廷を認めないという趣旨の強い姿勢、口調であった。小林氏は、当該発言が、小林氏が着用していた黒色の T シャツ（全面中央にレインボー柄に類似する配色で「PRIDE」の文字が印刷されたもの）を指すものと理解し、上に羽織っていたシャツのボタンを留めて、当該 T シャツのレインボー柄類似の柄を見えないようにしたところ、入廷が認められた。

小林氏が入廷した後、期日の開始前、福岡地裁の職員が小林氏に近寄り、法廷内において小林氏が着用していたスマートウォッチ（バンド部分がレインボー柄である。）を指して、「虹色のグッズは外してください。」と指示をしたため、小林氏はこれに従ってスマートウォッチを外し、ポケットに入れた。

一連の対応に対して、小林氏は強い権力性と恐怖を感じた。

イ 毎日新聞社の取材に対する福岡地裁の回答（甲４１別添③）：本件福岡地裁判決期日においてレインボー柄の着用が許されていなかったこと

毎日新聞社は、本件福岡地裁判決期日における裁判所の対応に対し、福岡地裁に取材をしている。福岡地裁は、この取材に対し、原告鈴木に対する本件レインボー柄排除命令や、小林氏に対してレインボー柄バンドのスマートウォッチの着用を禁止したことに関して、「裁判長の指示により・・・レインボーカラーの装飾品のうち、裁判体や当事者が認識できるようなものの着用は許されていなかった」と回答した。任意の要請であったことを前提とする回答は一切なされなかった。

ウ 村上真菜氏の陳述内容（甲４２、甲４０）：レインボー柄のポシェット等の着用が禁止されたこと

村上氏もまた、本件福岡地裁判決期日を傍聴した。本件福岡地裁判決期日において、村上氏が第１０１号法廷に入ろうとしたところ、福岡地裁の職員は、村上氏が所持していたポシェットのレインボー柄を指して、「見えないようにしてください」と発言した。村上氏は、「裁判所の方がそのように指示する以上、それがルールであって従わないといけない」と考え、当該発言に従って当該ポシェットを裏返したところ、入廷が認められた。当該発言は、できれば外してほしい、という村上氏に依頼す

るような言い方ではなかったため、村上氏において、当該発言に従わずにそのまま入廷するという発想を持つことは不可能であった。

村上氏が入廷した後、期日の開始前、村上氏の斜め前に座っていた、原告鈴木ではない別の男性が、法廷内においてレインボー柄の靴下を着用していることについて福岡地裁の職員から指摘を受け、「何でダメなんですか」と言い返していたが、結局当該靴下のレインボー柄を折り込んで隠した。

一連の対応に対して、村上氏は、自分が身に付けたいものを身に付けることができず、一方的に制限されたという感覚を覚えた。

(2) 本件レインボー柄排除命令の強制性

小林氏及び村上氏の陳述内容から明らかなおり、本件福岡地裁判決期日においては、原告鈴木以外の傍聴人に対しても、レインボー柄を着用しているかどうか、裁判所職員が入廷の段階及び入廷後期日開始前の段階（法廷内）で一人ひとり確認した上、着用が認められた場合は隠す、又は取り外すよう指示し、当該指示に従った者のみ傍聴を認めていた。さらに、毎日新聞社の記事にあるとおり、本件福岡地裁判決期日後の取材において、福岡地裁として「裁判長の指示により、・・・レインボーカラー・・・の着用は許されていなかった」と回答している。

これらの事情から明らかなおり、裁判長上田は、レインボー柄を着用しての傍聴を認めないという判断を下しており、その判断に従う形で裁判所職員がレインボー柄を排除する対応にあたっていたのであるから、もはや、傍聴人が裁判所職員の指示を拒絶し、着用したまま入廷・傍聴できる状況ではなかった。被告も認めるとおり、現に、かかる裁判所職員の指示に従わずに入廷・傍聴した傍聴人はいなかった（原告ら第一準備書面5頁、被告準備書面(2)3頁）。

もし、このような裁判所職員の指示が「命令」にも命令の警告としての「処置」にも当たらない任意の要請にとどまるとすれば、指示に従わない傍聴人がいた場合、裁判所職員は、当該傍聴人を入廷させていたこととなる。しかし、前記のとおり厳格な体制の下で指示が行われていたにもかかわらず、指示に従わない傍聴人を入廷させたとすれば、指示に従って入廷した他の傍聴人が不満を抱き、傍聴人間あるいは傍聴人と裁判所職員との間に諍いが起きることは必至である。秩序維持を目的としていたと主張する裁判所がそのようなちぐはぐな対応をするはずがない。すなわち、裁判所として、任意の要請に留めることなど予定しておらず、指示に従わない傍聴人がいた場合に入廷させていなかったことは明らかであり、裁判所職員による指示は、命令及び命令の警告とみるほかない。

原告鈴木に対する本件レインボー柄排除命令もかかる対応の一環として実施されたのであるから、「任意の要請」として原告鈴木に従うかどうかの判断が委ねられていたと評価する余地はなく、裁判所法 7 1 条 2 項に基づく命令及び命令の警告であることは明らかである。

3 本件バッジ排除命令（清水）及び本件パーカー文字排除処置が裁判所法 7 1 条 2 項に基づく命令及び命令の警告又は権力的事実行為としての処置であることを基礎付ける事実関係

(1) 本件再審公判の従前の期日における厳格な対応

ア 中島邦之氏の陳述内容（甲 3 8）：第 2 回公判期日において携帯電話を預け損ねたに過ぎない傍聴希望者の傍聴が禁止されたこと

中島氏は、新聞記者として、2023年11月10日の本件再審公判第 2 回期日を傍聴するため、静岡地裁浜松支部を訪れた。中島氏が傍聴のために法廷に向かったところ、公判が行われる 2 階に手荷物を預けるための長机が設置されていた。その前面に A 4 サイズの紙で通信機器の

持ち込みを禁止する旨が記載されていたようだが、中島氏は、その紙に気付かず、携帯電話（録音機能のない旧式のもの。いわゆるガラケー。）を含む所持品を全てポケットに入れた状態で入廷しようとした。入廷にあたっては、全傍聴人を対象に所持品検査が行われていた。中島氏はポケットの中身を提示して裁判所職員に確認させるよう問われたため、自主的にペン、メモ帳、扇子、のど飴、そして当該携帯電話を取り出して提示した。すると、裁判所職員らはにわかに無線を用いて連絡を取り、慌ただしく何らかの対応を開始した。その際「〇〇事態が発生！」などの発言もあった（〇〇の部分は中島氏にて聞き取れなかった。）。

数分後、土屋管理官が現れ、中島氏が意図的に携帯電話を持ち込もうとしたという認識のもと、「なぜ、通信機器を持ち込もうとしたのか」「なぜガラケーを隠し持っていたのか」と強く中島氏を追及した。これに対して中島氏は「持ち込み禁止なら、預けますよ」と言い、当該携帯電話を預けた上で傍聴することを希望したが、土屋管理官はこれを認めなかった。

中島氏は、その後、別室にて、土屋管理官及び氏名不詳の総務課職員による対応を受けた。中島氏は、通信機器の持ち込みを禁止する旨が記載された紙の前に人だかりができていて、記載内容に気づかなかっただけであること、気づきにくい表示だった裁判所側の告知方法にも不備があった中で携帯電話を預け忘れてただけなのに、改めて携帯電話を預けることすら認めず、即座に傍聴を認めないこととする対応は不当であることなどを述べた。すると土屋管理官は、「裁判体の判断を仰ぎます」と言い残し、一時退室した。約10分後に戻ってくると、「裁判体の判断も、入廷は遠慮してほしいとのことでした」と中島氏に告げた。その後、中島氏は、土屋管理官から裁判体に正確な情報提供を行うよう求めたが、土屋管理官はこれに応じなかった。結局、中島氏は第2回公判期日を傍

聴することができなかった。

中島氏が裁判所から出て弁護士会館へ向かっていたところ、サイレンを鳴らしたパトカー2台が裁判所の敷地内に入ってきた。警察官らは、裁判所入口付近にいた人物から何らかの説明を受けた後、中島氏の元へ走り寄り、「裁判所の職員を殴ったのか」などと聞いた。中島氏が事情を説明していると、土屋管理官が現れ、「何事もなかった。もう大丈夫です」と警察官に説明した。その後、その現場を取り仕切る立場の警察官は、中島氏に対し、「福岡から来て、携帯を持っていただけで法廷に入れなかったんですか。ひどい話ですね」と同情の言葉をかけた。

イ 山崎俊樹氏の陳述内容(甲37):本件再審公判の第7回公判期日及び第12回公判期日においても厳格な警備が行われていたこと

山崎氏は、2024年1月17日の第7回公判期日及び同年3月27日の第12回公判期日を傍聴した。この2回の期日では以下のような警備が行われていた。

静岡地裁浜松支部の正門から建物玄関までの間に、3名程度の裁判所職員又は警備員が立っていた。公判が行われる法廷がある2階のエレベーター前には、長机が設置され、職員7～8名が傍聴者の手荷物の預かりを行っており、筆記用具以外の荷物を全て預けるよう張り紙と口頭で指示をしていた。

傍聴者の手首にはリストバンドが巻かれ、リストバンドに記載された番号が傍聴席の番号と対応する指定席制であった。傍聴席について、途中退廷時の傍聴希望者間の交代や、空席の発生時の補充は認められていなかった。

法廷の入り口前の通路で、ハンディタイプの金属探知機による身体検査が行われた。法廷に持ち込む物は全て中を開けて職員に見せることを

求められ、山崎氏はこれに従って、持っていた手帳のページまでめくって見せた。山崎氏以外の傍聴者には、咳止めの飴など健康上必要な物の持ち込みを禁じられた者もいた。

一連の対応について、裁判所職員の口調は、「できれば」「お願いします」「ご協力ください」といった柔らかい表現を一切用いていなかった。口調は命令的なものであった。また、通常、傍聴人対応の業務を担当していない職員による傍聴人の見張りも行われていた。

山崎氏が裁判所職員にこのような傍聴規制を行う理由を職員に尋ねたところ、「裁判体の判断です」と繰り返すのみで、具体的な説明は行われなかった。

以上のような対応は、山崎氏をして、裁判所職員が裁判長國井の指示に基づいており、組織的・統一的に傍聴人の行動を制限する命令であったと感じさせるものであった。

(2) 本件バッジ排除命令（清水）及び本件パーカー文字排除処置の強制性

中島氏の陳述内容のとおり、第2回公判期日において、本件再審公判における傍聴人に関する事務を行う土屋管理官その他の裁判所職員及び裁判長國井を含む裁判体は、手荷物を預ける段階で携帯電話を預け損なった傍聴人に対して、改めて入廷前に携帯電話預けることすら認めず、結局傍聴自体を認めないという厳格な対応を取っており、さらに何らの必要性もなかったにもかかわらず、当該裁判所の対応に異を唱えた中島氏への対応として、警察の緊急出動まで要請するという過剰な警備を実施した。

その上で、山崎氏の陳述内容のとおり第7回公判期日及び第12回公判期日においても、金属探知機による身体検査や、咳止めの飴まで持ち込みを禁じる厳格な所持品検査を組織的・統一的に行っており、その際裁判所職員は傍聴希望者に対して一方的な命令的口調で臨んでいた。

このように、本件再審公判の裁判体及びその指示を受けた裁判所職員は、本件再審公判の傍聴に関して、傍聴人の所持品について極めて厳格に確認、管理を行い、裁判体及び裁判所職員の意向から少しでも外れた行動を取った傍聴希望者の傍聴を厳しく制限していた。

このような厳格な対応を客観的に考察すれば、本件再審公判においては、傍聴人による入廷・傍聴の制限を原則として、裁判体の指示に従った者のみ入廷・傍聴することを認めるといふ、傍聴の許可制に近い運用がなされていた。裁判体又は裁判所職員による「任意の要請」に従うかどうか傍聴人の意思に委ねられているという状況ではなく、それらの指示に従わずにそのまま入廷・傍聴することは不可能であった。現に、本件再審公判のそのほかの公判期日において、裁判体又は裁判所職員が、傍聴人の服装又は所持品について何らかの要請を行い、当該傍聴人がこれを拒否したことを受けて、裁判体又は裁判所職員がそのまま傍聴人の入廷・傍聴を認めたというケースは存在しない（被告も主張していない。）。

もし、このような裁判所職員の指示が「命令」にも命令の警告としての「処置」にも当たらない任意の要請にとどまるとすれば、指示に従わない傍聴人がいた場合、裁判所職員は、当該傍聴人を入廷させていたこととなる。しかし、前記のとおり厳格な体制の下で指示が行われていたにもかかわらず、指示に従わない傍聴人を入廷させたとすれば、指示に従って入廷した他の傍聴人が不満を抱き、傍聴人間あるいは傍聴人と裁判所職員との間に諍いが起きることは必至である。秩序維持を目的としていたと主張する裁判所がそのようなちぐはぐな対応をするはずがない。

客観的な状況に照らしても、指示に従わない傍聴人を入廷させるということはある得なかったのであり、裁判所職員による指示は、命令及び命令の警告とみるほかない。

第14回公判期日において行われた本件バッジ排除命令（清水）及び本

件パーカー文字排除処置もかかる対応の一環として実施された。本件再審公判を通じた制限的な運用と、実際に原告清水に対して行われた原告第一準備書面7頁以下の対応を合わせて考察すれば、本件バッジ排除命令（清水）及び本件パーカー文字排除処置は、裁判所法71条2項に基づく命令及び命令の警告又は権力的事実行為としての処置であることは明らかであり、同項に定める要件を充足していなければ適法になし得ない。

4 本件バッジ排除命令（小川）が裁判所法71条2項に基づく命令及び命令の警告であることを基礎付ける事実関係

(1) 笹森学弁護士の陳述内容（甲39）：本件再審公判第14回期日の閉廷以降の経緯

笹森弁護士は、原告小川とともに、袴田事件の弁護人として本件再審公判に出頭していた。本件再審公判第14回期日の閉廷直後、裁判長國井は「今後法廷には本件バッジを付けて入廷しないようにして下さい。付けたままでは退廷を命じることもあります」と発言した。笹森弁護士を含む弁護団は、当該発言を、本件バッジの着用禁止の指示と受け止めた。

かかる指示を受けて、弁護団でその法的根拠の有無について検討し、協議の上、主任弁護人である原告小川の名義で「バッジを外す指示に対する意見書」（甲18）を提出するに至った。

当該意見書が提出された翌日、裁判所は原告小川に対して、電話で、次回期日から本件バッジの着用を認めず、着用したままでは入廷を認めない旨を連絡した。原告小川は、当該連絡があった旨を、笹森弁護士を含む弁護団に伝えた。

(2) 本件バッジ排除命令（小川）の強制性

笹森弁護士の陳述内容のとおり、裁判長國井は、原告小川及び笹森弁護

士を含む弁護団に対して、本件バッジを付けて入廷することを禁じ、それに従わない場合退廷命令を発しうる旨を明確に伝えている。そして弁護団は、当該発言が単なる任意の要請ではなく、明確な着用禁止命令及び退廷命令の警告と理解したからこそ、わざわざその法的根拠まで検討の上、明確に撤回を求めるべく「バッジを外す指示に対する意見書」(甲18)を提出したのである。仮に裁判長國井の発言が「任意の要請」と理解できるものであったならば、弁護団としても主任弁護人名義で書面を提出するまでの対応は取らないのが通常である。また、裁判長國井を含む裁判体の真意が「任意の要請」に過ぎないものであったならば、当該意見書に対する回答として、「最終的には弁護団の判断に委ねる」等の補足があるのが通常である。法曹同士のコミュニケーションとして、命令(及び命令の警告)か任意の要請かという差異は重要であり、相手方にその趣旨が伝わっていないと考えた場合にこれを放置するとは考えがたい。

そして、当該意見書を踏まえても裁判長國井は本件バッジを付けて入廷することを認めないことを明示した以上、原告小川としては裁判長國井の指示に従わずに本件バッジを付けて次回以降の期日に臨むことは不可能であった。本件バッジ排除命令(小川)が、裁判所法71条2項に基づく命令及び命令の警告であることは明らかである。

第3 その他の被告の主張に対する反論

1 法廷警察権の意義について

被告は、法廷警察権の意義について一般的な事項を述べるところ(被告準備書面(2)5頁以下)、ほぼ甲20の書き写しであり、原告らとして積極的に争うものではない。

2 本件各命令・処置が任意の要請であるとする被告の主張の誤り

(1) 被告の主張は具体性を欠き、事実に基づかないものであること

被告は、本件各命令・処置が、裁判所法 7 1 条 2 項の命令又は権力的事実行為としての処置にあらず、任意の要請であったという結論を被告準備書面(1)以来繰り返すのみであり、「任意の要請」との評価を裏付ける事実関係をほとんど主張しない（被告準備書面(2) 7～10 頁）。

唯一被告が追加した事実は、本件バッジ排除命令（清水）及び本件パーカー文字排除処置に関して、土屋管理官の原告清水に対する発言に「どうしますか。」という語尾が付いていたとの主張である。しかし、そのような事実は全くなく、土屋管理官の発言は対応を原告清水の判断に委ねるようなものではなかった点は上記第 1 で述べたとおりである。そもそも、「どうしますか。」という語尾が付いていたかどうかなどは、極めて些末な問題である。「どうしますか。」が付いていれば任意の要請、「どうしますか。」が付いていなければ命令などという硬直的な事実評価が成り立つ余地はない。例えば、丁寧で優しい口調で「傍聴にするにあたっては～してください。」という発言があったケースと、至近距離で威圧的に「～しないと傍聴できませんが、どうしますか。」という発言があったケースで、どちらが命令に近く、どちらが任意の要請に近いかは説明するまでもない。

(2) 命令（若しくは命令の警告又は権力的事実行為としての処置）か任意の要請かの評価方法について

ア 被告の主張

被告は、訴訟関係人ないし傍聴人に対して一定の作為ないし不作為を求める裁判長等の言動が裁判所法 7 1 条 2 項に基づく命令であるかどうかは、裁判長等の判断内容とその外部的な表明の在り方によって決せられるべき問題であると主張する（被告準備書面(2) 11 頁。なお、かかる

言動が裁判所法 7 1 条 2 項に基づく権力的事実行為としての処置であるかどうかについても、被告は同様に考えていると推察される。)

イ 「裁判長等の判断内容」という趣旨が不明であること

裁判長等が裁判所法 7 1 条 2 項の要件該当性と具体的に実施した対応の内容の判断をどのように行ったか、という点が命令か任意の要請かの評価における考慮事由になることは原告としても否定しない。しかし、被告の主張全体を見るに、裁判長等が、「命令」と判断していれば命令で、「任意の要請」と判断していたら任意の要請であると主張するようにも思える。仮にそうであるならば、裁判長等の言動の法的性質が当該裁判長等の一存のみによって決まり、かつ、恣意的な法的性質の後付けが可能になるという不合理な結論になる。

そもそも、被告は、裁判長上田につき、福岡地裁職員に対し、レインボー柄が見える服装を着用したり、レインボー柄の携行品を所持している者がいる場合には、その者の入廷を制限するよう包括的な指示をしたという事実（被告準備書面(1) 5 頁）、裁判長國井につき、静岡地裁職員に対し、本件バッジを着用した状態又は本件パーカーの「HAKAMADA」の文字列が見える状態の者の入廷を制限するよう包括的な指示をしたという事実（被告準備書面(2) 8 頁）、裁判長國井を含む裁判体につき、原告小川による本件バッジの着用を認めるよう求める意見書（甲 1 8）の内容を検討し、弁護人の本件バッジを着用した状態での入廷を認めないこととした事実（被告準備書面(1) 1 0 頁）を自ら主張し、又は認めている。

これらの事実を照らせば、まさに、裁判長上田はレインボー柄を着用した傍聴人の排除、裁判長國井は本件バッジや本件パーカーを着用した傍聴人及び弁護人の排除という状態を強制的に実現することを企図していたことは明らかである。

ウ 「外部的な表明の在り方」という趣旨も不明であること

裁判長等又はその指示を受けた裁判所職員が対象者に際して何らかの意思伝達を行った場合に、それ自体の内容のみならず、前後の文脈、口調、ニュアンス、体の動き等も総合的に考慮するという趣旨であれば理解できるものの、被告は「どうしますか。」という語尾の有無のみを問題にする趣旨であると推察される。

かかる語尾の有無は、上記のとおり極めて些末な問題であり、これのみで言動の法的性質が決まるというのはあまりに非常識な事実評価である。

また、発言の語尾を重要視しておきながら、本件レインボー柄排除命令や本件バッジ排除命令（小川）について、福岡地裁職員や裁判長國井の発言の語尾がどのようなものであったかも主張しておらず、被告の主張は一貫性を欠いている。

エ 任意か命令かを判断する考慮要素

本件各命令・処置が任意の要請であるか、命令若しくは命令の警告又は権力的事実行為としての処置であるかは、関連する事実関係の一切を考慮し、総合的に判断するほかない。考慮要素としては、まず、本件各命令・処置が行われた場所、タイミング、本件各命令・処置の方法、様態、発言の内容（語尾ではない。）、行為者と受け手の関係性といった客観的な事情に加え、行為者の意図（いかなる状態の実現を期待したか、受け手がどのように認識することを期待したか）、実際にどのように受け手が認識したか、さらに周囲で状況を見聞きした第三者がどのように認識したかといった点も考慮されてしかるべきである。行政指導が強制にわたるものと認められるかが争点となった大阪地判令和3年11月4日

(裁判所ウェブサイト)も参照されたい。

かかる総合的な判断によれば、本件各命令・処置は、命令及び命令の警告又は権力的事実行為としての処置と評価するほかない。

3 原告らによる本件靴下、本件バッジ及び本件パーカーの着用は「不当な行状」に当たらないこと

(1) 被告による「不当な行状」の解釈・あてはめに飛躍があること

ア 被告の主張

被告は、「はちまき等には、一定の主張やメッセージが記載されたり、団体やその活動等を象徴する色が用いられたりして、着用する側の連帯感や団結力を高める一方で、見る者に対して一定の影響を及ぼすものであるため、それらが法廷に持ち込まれると、裁判所に対する中立性、公平性に疑念を抱かせることになり、「法廷の威信を傷つける。」などと述べる。その上で、本件靴下、本件バッジ及び本件パーカーは、「それを着用して事件当事者の一方を支持する側の連帯感や団結力を高めるものであるとともに、見る者に対して一定の影響を及ぼすものと見ざるを得ない」などとして、はちまき、ゼッケン、腕章等との類似性を根拠に本件靴下等の着用が「不当な行状」にあたるとする(被告準備書面(2)12、13頁)。しかし、かかる主張は、裁判所法71条2項の要件論から乖離したこじつけである。

イ 「連帯感」・「団結力」や「一定の影響」は関係ないこと

再確認するが、「不当な行状」とは、法廷において一般に守られるべき節度を欠く行為、態度、服装等であり、この代表的な例が、「飲酒酩酊のうえでの入廷、廷内での飲食喫煙、異様な服装、暴言、暴行等」である(甲20・31頁)。裁判所法71条2項は「着用する側の連帯感や団結

力を高める」ものや「見る者に対して一定の影響を及ぼすもの」を命令等の要件として定めているわけではないし、甲20においてこれらが直ちに「不当な行状」に当たるという解釈が示されているわけではない。

「着用する側の連帯感や団結力を高める」ものや「見る者に対して一定の影響を及ぼすもの」であれば「不当な行状」に当たるという被告の解釈は、端的に言って、出典不明の独自説である。

実質的に考えても、本件靴下等を着用した結果、着用した者の連帯感や団結力が高まったところで、専ら内心の問題である連帯感や団結力の高まり自体をもって「節度を欠く」とは到底評価できないし、裁判所法71条2項の趣旨である法廷の秩序の維持、すなわち「法廷の威信と静粛で秩序正しい手続」を確保することを妨げる要素も皆無である。(もちろん、それらを用いて裁判所の職務の執行を妨げるような示威行為やデモンストレーションが行われるケースでは裁判所法71条2項の命令等の対象になることもあろうが、それは裁判所の職務の執行を妨げること自体が問題なのであって、専ら内心の問題である連帯感や団結力の高まりとは本質的に全く別の話である。)

また、「見る者に対して一定の影響を及ぼすもの」というのはあまりにも曖昧である。本件靴下、本件バッジ及び本件パーカーを、それぞれの期日で見た者がいたとして、どのような影響を受け、それが、「法廷において一般に守られるべき節度」とどう関係するのか、「法廷の威信と静粛で秩序正しい手続」をどのように妨げるのかといった、「不当な行状」の該当性判断において核心にあたる部分について被告は何ら主張・立証していない。

このように、被告の論理は、「不当な行状」の解釈論に見せかけて、「着用する側の連帯感や団結力を高める」とか、「見る者に対して一定の影響を及ぼすもの」といった独自の中間概念を弄しているに過ぎず、およそ

採用に値しない。

ウ 被告の主張を前提としても「不当な行状」に当たらないこと

原告らが訴状以来主張するとおり、本件靴下、本件バッジ及び本件パーカーは、それらの外観的様態、原告らによる着用様態・着用方法、対立の不存在、着用することの社会的相当性等に鑑み、およそ「法廷において一般に守られるべき節度」を欠くとは評価できず、また、法廷の威信を傷つけたり、静粛で秩序正しい手続を妨害したりという要素がない。裁判所法 7 1 条 2 項に基づき法廷警察権の行使の対象とされる趣旨が全く妥当しないのであるから、「不当な行状」にあたらない（訴状 2 9 ～ 4 1 頁以下）。

訴状等に加えて指摘するに、まず、本件靴下について言えば、原告鈴木は、本件靴下を他の者と示し合わせて着用したのではない。もちろん、何らかの示威行為やデモンストレーションを行うことを試みたものでもない。自らの信条やアイデンティティに基づき、自らのみの判断で着用したものである。原告清水による本件バッジと本件パーカーの着用及び原告小川による本件バッジの着用も同様である。なお、甲 3 9 及び甲 4 2 記載のとおり、笹森弁護士や村上氏も、裁判所により排除された所持品を他の者と示し合わせて着用したものではなく、それぞれの事情で着用したものにすぎない。

また、原告小川による本件バッジの着用について、裁判長國井はわざわざ近くで本件バッジを見せるよう弁護人に求め、自ら本件バッジを手にとって初めてその記載内容を把握するに至った（甲 3 9）。つまり、本件バッジは、特に意識して近づけて見ない限り、そもそも法廷にいる者の目に入らないのである。この事実は、本件バッジの着用が、客観的に、被告の主張する「見る者に対して一定の影響を及ぼす」ことすらなかつ

たことを示している。ひいては、何ら節度を欠いていなかったこと、また、本件再審公判の第14回期日の休廷時までにおいて、全く法廷の威信は傷付けられておらず、静粛で秩序正しい手続が妨害されていないこと、さらに、本件バッジを取り外させたところで、法廷の威信、静粛で秩序正しい手続が回復するという関係にもないことを明確に示している。法廷の秩序に何らかの影響が生じている状況でもないにもかかわらず、裁判長自ら弁護人が着用する物がどのようなものであるかを探索的に調査し、「着用する側の連帯感や団結力を高める」ものや「見る者に対して一定の影響を及ぼすもの」といった独自の評価に基づき当該物を排除することの異常性をここでは強調したい。

エ はちまき等との類似性を強調する被告の主張の誤り

なお、はちまき等の着用が、通常「不当な行状」にあたると解されるのは、甲20が執筆された昭和44年という時代背景の特殊性にある。すなわち、訴状の再論となるが（訴状42頁以下）、昭和30年代から40年代にかけて安保闘争、労働運動や学生運動が盛んだった時代、特定の裁判においては、被告人と同調する傍聴人により通常の審理を困難にする言動が行われ、「荒れる法廷」と呼ばれた。そして、この時代においては、はちまき等は往々にして、裁判所の職務を妨げ、訴訟関係人に圧力をかける等の目的で、他の傍聴人と示し合わせて行う示威行為やデモンストレーションに用いられ、現に、審理妨害を行うという実態があった。はちまき等の着用が通常「不当な行状」にあたるとされていたのは、かかる時代背景を前提に、はちまき等を着用すると審理妨害につながるという事実としての因果関係がかなりの確実性をもって認められることに依拠するものである。逆に言えば、はちまき等を着用していれば当然に「不当な行状」にあたると解されるべきではなく、あくまで審理妨害

の具体的な可能性があるときに限り規制が許されるにすぎない。

本件靴下等についても同様である。そもそも本件靴下等については、はちまき等と異なり、レインボー柄の靴下等を着用している者が、他の傍聴人と示し合わせて示威行為やデモンストレーションを行い、現に、審理妨害を行ったという事実は存在しない。本件靴下等の着用を、はちまき等の着用と同等に扱う前提となる事実関係が存在しないのである。はちまき等と本件靴下等を比較したときに、時代背景や社会情勢、実際に法廷で示威行為やデモンストレーションに用いられ、審理が妨害される可能性の有無は決定的に重要な差異であり、これらを捨象して、「着用する側の連帯感や団結力を高める」ものや「見る者に対して一定の影響を及ぼすもの」といった抽象的なレベルで類似性を見出すことにより本件靴下等の着用も「不当な行状」とであると評価するのは明らかな詭弁である。

オ 小括及びその他の問題点

以上のとおり、「不当な行状」に関する被告の主張は、いずれの観点からも誤りである。法解釈としても、事実認定とその当てはめとしても、具体的な根拠なくはちまき等との類似性を強調する点でも、被告の主張は採用し得ない。

被告の主張をさらに分析すると、「着用する側の連帯感や団結力を高める」「見る者に対して一定の影響を及ぼすもの」といった評価と、「不当な行状」の該当性を牽強するにあたって、本件靴下等の着用が「いずれも裁判所に対する中立性、公平性に疑念を抱かせることになりかねない」「法廷内又はこれに近接した場所における喧噪につながりかねない」というさらに別の中間評価を持ち出している。

このこと自体、被告の論理展開が、曖昧な評価概念を連続させること

でしか立ってられない脆弱なものであることを示しているが、以下(2)及び(3)において、「いずれも裁判所に対する中立性、公平性に疑念を抱かせることになりかねない」「法廷内又はこれに近接した場所における喧噪につながりかねない」という点に関する被告の主張にそれぞれ反論する。

(2) 「中立・公平らしさ」を考慮することの誤り

ア 被告の主張

被告は、本件靴下、本件バッジ及び本件パーカーと、はちまき等との類似性を主張するにあたって、「裁判所に対する中立性、公平性に疑念を抱かせる」(被告準備書面(2)12頁)などと主張し、また、原告らに対する反論として、「後日、各裁判の状況を報道等で知る一般国民等・・・の視点も念頭に置いて、その中立性、公平性を慎重に保つことに努めている」(同13頁)としている。これらの点から、被告は、裁判所の中立性、公平性それ自体とは異なる、裁判所を外部的視点から見たときの「中立・公平らしさ」に何らかの影響が生じる場合に「不当な行状」に該当すると主張するものと思われる。

しかし、以下のとおり、「不当な行状」の解釈において「中立・公平らしさ」という観点をもち出すことは、全く理由がなく、かつ弊害が大きい誤った解釈である。

イ 条文解釈としての誤り

まず、裁判所法71条2項の定める命令又は処置の要件は、対象者が「法廷における裁判所の職務の執行を妨げ」るか、「不当な行状」を行うことであり、「中立・公平らしさ」という概念は条文上にはない。また、同条の解釈を示した唯一の文献である甲20においても、「不当な行状」の該当性判断において外部的視点から見た「中立・公平らしさ」を考慮

すべきといった記載はない。よって、被告は独自の解釈論を展開するものと言わざるを得ない。

ウ 弊害の大きさ

また、以下のとおり、「中立・公平らしさ」を考慮することはかえって有害である。

まず、「中立・公平らしさ」の内容は一義的に定まらない。

被告が言うように、裁判所が本件靴下等の着用を許可することが、「結婚の自由をすべての人に」訴訟における原告側及びその支援者を、本件再審公判における袴田氏及びその支援者を不当に有利に扱っているように見える、という意味で「中立・公平らしさ」を問題にするならば、その裏返しに、裁判所が本件靴下等の着用を排除することが、「結婚の自由をすべての人に」訴訟の原告側及びその支援者や、本件再審公判における袴田氏及びその支援者を不当に不利に扱い、被告国や検察側を不当に有利に扱っているように見える、という意味での「中立・公平らしさ」も当然に問題になる。

このように、裁判所の「中立・公平らしさ」の意味については、方向性の異なる（少なくとも）2つの捉え方が可能であるが、どちらの捉え方をしている一般市民が多いかはおよそ知り得ない。まして、どちらの捉え方が「正しい」かは判定不可能であるし、判定すべきではない。個々人の思想・良心、社会観・人間観に委ねられるべき事項である。

にもかかわらず、被告の主張は、前者の捉え方のみが「正しい」というに等しく、一面的な見方と偏った思考に基づくものである。

つまるところ、「中立・公平らしさ」という観点は、一見もっともらしく見えて、その内実は不明確であり、むしろ特定の思想や志向を糊塗する、いわば“隠れ蓑”として用いられる危険性がある。ゆえに、「不当な

行状」の解釈において「中立・公平らしさ」を中核的な考慮事由と位置づけることは、「不当な行状」の解釈の客観性・合理性を失わせ、個々人の思想・良心の自由、社会観・人間観の多様性、自己決定権、表現の自由等との緊張関係をも生じさせることになり、不正確かつ有害な発想である。

エ 裁判の公開原則との抵触

そもそも、憲法82条1項が公開裁判の原則を定める趣旨は、裁判手続を一般に公開して審判が公正に行われることを保障し、ひいては国民の権利の保護を確保するとともに、裁判に対する国民の信頼を維持することにある。すなわち、傍聴の自由を確保し、傍聴人による監視機能が発揮されることで、裁判所の中立性、公平性それ自体が担保され、その延長として国民も「裁判が中立、公正である」と信頼する（中立・公平らしいと考える）ことが期待されている。

それにもかかわらず、被告の主張は、唐突に独善的な「中立・公平らしさ」を設定することによって、静粛な傍聴人をも排除する方向での法廷警察権の行使を正当化しようとするものであり、傍聴による司法に対する監視機能を制限し、かえって裁判所の中立性、公平性それ自体を毀損するという背理に陥っている。

この点において、被告の主張は決定的な法律論としての誤りを含んでおり、およそ受け入れがたいものである。

オ 被告による原告の主張の捉え方の誤り

なお、上記のとおり、原告らは、あくまでも裁判所法71条2項の要件である「不当な行状」の解釈において「中立・公平らしさ」を考慮すること自体が誤りであると主張するのであり、原告の主張を「裁判所の

中立性、公平性の維持の在り方等に関する独自の見解を前提とするか、原告らが支持する者の相手方となっている事件当事者やいずれの事件当事者にも与さない一般の傍聴人の視点等を捨象した見地からのもの」(被告準備書面(2)13頁)と評価する被告の主張は完全に的外れである。

(3) 本件靴下、本件バッジ及び本件パーカーの着用により喧噪が生じる現実的な可能性はない

被告は、本件靴下、本件バッジ及び本件パーカーを着用することを許容することが「法廷内又はこれに近接した場所における喧噪につながりかねない」ことをもって、本件靴下等の着用が「不当な行状」に該当するとも主張する。

しかし、被告は、喧噪の発生可能性があるという主張を抽象的に繰り返すのみであり、喧噪の発生可能性、ひいては法廷の秩序が乱されるおそれを基礎付ける具体的な事実関係を何ら主張立証できていない。これでは裁判所の抽象的な妄想により法廷警察権が行使されてしまい、法が厳格な要件を定めた趣旨を没却する。

原告らが訴状以来主張するとおり、本件靴下、本件バッジ及び本件パーカーの着用について、批判的な信条を有する者により構成される対立的な集団は存在しないのであるから、喧噪が生じる可能性は全くない。

なお、本件レインボー柄排除命令に係る福岡地裁における「結婚の自由をすべての人に」訴訟においては、第11回までの期日において、本件福岡地裁判決期日におけるようなレインボー柄の規制は行われておらず、実際、少なくない傍聴人が、レインボー柄の衣服や所持品(マスク、靴下、靴紐、イヤリング、ストラップ、マフラーなど)を身に着けて傍聴をしていたが、それでもなお、一度たりとも、法廷内外で喧噪がおきたことはなかったのである。本件福岡地裁判決期日以降の、同訴訟の控訴審期日にお

いても、同様である（以上につき甲41）。

なお、喧噪の発生可能性を考慮するのであれば、現に対立的な集団が形成されたり、いさかい等が生じたりしていないという事情は、当然、将来の喧噪の発生可能性を否定する方向の事実である。被告の主張における、将来の喧噪の発生可能性を「不当な行状」の考慮要素としながら、現在対立集団が存在せず、いさかい等も生じていないことを苦し紛れに考慮要素から落とそうとする矛盾（被告準備書面(1)14頁）は未だ解消されていない。

以上